



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1419 平成6年和歌山県告示第708号(銃猟禁止区域の指定)の廃止 (環境生活総務課)
- 1420 銃猟禁止区域の指定 (")
- 1421 鳥獣保護区の指定 (")
- 1422 昭和60年和歌山県告示第751号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- 1423 昭和60年和歌山県告示第754号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- 1424 平成10年和歌山県告示第1084号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- 1425 昭和62年和歌山県告示第856号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)の廃止 (")
- 1426 平成6年和歌山県告示第705号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)の廃止 (")
- 1427 鳥獣保護区域内における特別保護区の指定 (")
- 1428 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1429 生活保護法による介護機関の指定 (")

○ 選挙管理委員会告示

- 99 政治団体設立の届出
- 100 政治団体の届出事項の異動の届出
- 101 政治団体の解散の届出
- 102 政治団体の解散に係る収支報告書の要旨
- 103 資金管理団体の届出

○ 公告

河川の底生動物に関するホームページ作成業務委託コンペティションに係る事前説明会の実施
(環境生活総務課)

告 示

和歌山県告示第1419号

平成6年和歌山県告示第708号(銃猟禁止区域の指定)は、廃止する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1420号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。

平成7年和歌山県告示第845号(銃猟禁止区域の指定)は、廃止する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 (1) 名称

切目川銃猟禁止区域

(2) 区域

日高郡印南町大字西ノ地地内の国道42号切目新橋北詰を起点とし、同所から県道古井西ノ地線を北東に進み切目中学校を経て宮の前地区の上角橋に至り、同所から県道滝切目停車場線を南西に進みJR切目駅を経て島田地区集会場に至り、同所から西進し鉄道の踏切を超えて国道42号に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

2 (1) 名称

高浜銃猟禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡すさみ町大字見老津地内の国道42号と農道(天鳥地区進入道路)との交点を起点とし、同所から同農道を北進し和歌山県畜産試験場西境界線に沿って稜線に至り、稜線を北進し紀勢本線軌道に至り、同所から軌道を南進し和歌山県畜産試験場東境界線に沿って国道42号黒島トンネル入口に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

3 (1) 名称

隅田町東部銃猟禁止区域

(2) 区域

橋本市隅田町垂井地内の国道24号と県道山内恋野線の交点を起点として、同県道を北進し県道二見御幸辻停車場線との交点に至り、同県道を東進し、奈良県との県

境に至り、同県境を南進し、国道24号との接点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

4 (1) 名称

大芝銃猟禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡上富田町市ノ瀬の市ノ瀬橋の下流の南岸の県道下川・上牟婁線と町道上岩田両平野線との交点を起点とし、町道上岩田両平野線に沿いに南西に進み、町道畑山本線との交点に至り、同町道畑山本線を南西に進み、県道下川・上牟婁線への交点へ至り同県道下川・上牟婁線を西へ進み、富田川の川寄り堤防に至り、同所から堤防に沿って上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成19年10月31日まで

和歌山県告示第1421号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 (1) 名称

地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区

(2) 区域

有田市沖合1kmに位置する地ノ島及び同市沖合3kmに位置する沖ノ島の全区域

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、周囲が海に囲まれているため原生状態の森林が広がっており、海岸性と山地性の野鳥が共存する貴重な地域でもあるため、保護する必要がある。管理方針については、鳥獣の生息地環境を保持し、鳥獣に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 (1) 名称

新宮・三佐木鳥獣保護区

(2) 区域

ア 国道168号越路トンネル新宮側入口を起点として、同トンネル桧杖側出口に至り、同所より熊野川上の県

境まで至り、熊野川上県境沿いに河口に至る。河口より新宮鳥獣保護区王子ヶ浜堤防を越え県道あけぼの線沿いに南進し国道42号に至り、同所より広角交番前まで国道42号を進み、同所より市道砂羅広角線を北進し国道168号より越路トンネル新宮側入口に至る線に囲まれた区域

イ 国道42号と佐野川との交点である松籟橋を起点として佐野川をのぼり、くろしおスタジアム南を流れる支流細谷をのぼり佐野堤に至り、同佐野堤西端より北進し秋葉神社に至り、同所より北進し木ノ川に至り、同所より山すそに沿って白龍神社に至る農道に至り同道を西進し再び木ノ川に至り同所より木ノ川支流を登り船山農道終点に至り、同所より同道を船山橋まで東進し、同所より建設工事中の那智勝浦新宮道路上を国道42号との交点まで東進し、同所より国道42号を西南へ進み起点に至る区域

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成23年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

保護区域内は新宮市の中心市街地を含み民家が隣接し教育機関、医療機関、商業施設、公共施設等が多数存在している。また公園等、市民が自然を親しむ場となっている場所も多数存在しており、野生鳥獣の生息に適した自然環境豊かな地域であり、鳥獣の保護を積極的に推進し、自然とのふれあいを通じて豊かな生活環境の形成に資することを目的として保護区に指定するものとする。また将来的には隣接する新宮鳥獣保護区、新宮港鳥獣保護区と合併し海、山、川が連続する一体的な保護区とする計画である。管理方針については、雑木林を含む里山地域などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

和歌山県告示第1422号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、富貴鳥獣保護区、下真国鳥獣保護区及び紀泉台鳥獣保護区の存続期間を更新し、その区域の表示を変更したので、昭和60年和歌山県告示第751号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
第1項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当保護区は、緑豊かな自然に囲まれた鳥類の繁殖に適した環境であり、区域内には富貴小学校・富貴中学校及び丹生神社があり、高齢者から子供までが自然とふれあい鳥獣の観察を通じて興味、関心を持たせる活動の場として最適な条件であることから、鳥獣の保護繁殖及び環境教育の場を確保するため当区域を指定する。

第2項第2号中「橋(左岸にハゼの木)」を「床版橋」に、「架かる橋」を「架かる床版橋」に、「谷口哲也」を「谷口貞子」に、「前政一」を「前昌子」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
第2項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の生息地として自然林も多く、鳥獣保護・自然保護の啓蒙及び普及に適している。管理方針については、鳥獣の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第3項第2号中「山崎小学校」を「山崎北小学校」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
第3項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保に資する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、生石山鳥獣保護区、椿鳥獣保護区、かつらぎ鳥獣保護区、太地鳥獣保護区、広川西鳥獣保護区及び与根河鳥獣保護区の存続期間を更新し、その区域の表示を変更したので、昭和60年和歌山県告示第754号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区域

林道生石線と県道生石公園線の交点(中田613-19番地)を起点とし、野上町と清水町との境界を南西に進み生石ヶ峰山頂(標高870.1メートル)を経て野上町と金屋町との境界を西進し笠石を通り生石無線中継所を経て境界をさらに北西に進み白沢峠(中田900-13番地)に至り、同所から谷すじ(山道)を北東に進み他の山道との交点(中田521-3番地)を経て林道生石線(中田513-3番地)との交点に至り同所から同林道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
第1項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

この地域は、和歌山県立自然公園に指定されており、野生鳥獣の繁殖地でもあり、自然保護・鳥獣保護の啓蒙及び普及に適している。管理方針については、鳥獣の生息地を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第2項第2号中「日置川町との境界」を「町界」に、「同境界」を「同町界」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
第2項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、シイ、アラカシ、ウバメガシ、トベラ、ヨノミ、クロマツ、アカマツの照葉樹林が大部分であり、ニホンジカ、ニホンザル、テンなどをはじめ多様な鳥獣の生息環境となっている区域について、鳥獣保

護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

第3項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
第3項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当保護区は、緑豊かな自然に囲まれた鳥類の繁殖に適した環境で、区域内には宝来山神社、隣接には笠田小学校があり、高齢者から子供までが自然とふれあい鳥獣の観察を通じて興味、関心を持たせる活動の場として最適な条件であることから、鳥獣の保護繁殖及び環境教育の場を確保するため当区域を指定する。

第4項第2号中「東牟婁郡太地町森浦地内のJR太地駅南側のJR紀勢本線と国道42号との交点を起点とし、同所から軌道を北進し3軒家トンネル入口に至り、同所から太地町と那智勝浦町との境界を北東に進み海岸線に至り、同所から同海岸線を森浦湾に向かって進み国道42号と県道梶取崎線との接点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線により囲まれた区域」を削る。

第4項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
第4項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域内には常緑広葉樹を主体とした天然林が多く、多くの鳥獣が繁殖しており、今回の更新をすることにより一層の、鳥獣の保護繁殖を図る。管理については、常緑広葉樹林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

第5項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
第5項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

野生鳥獣の生息地が減少しつつあるなかで当地域は、野生鳥獣の良好な生息繁殖地として適地である。管理については、鳥獣の生息地環境を保持し、鳥獣への著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第7項第2号中「三軒屋橋を経てJR太地駅南側で国道42号に至り、同所から同国道を西進し竹橋を経て町道市屋2号線との交点に至り」を「三軒屋トンネル入り口に至り、同所から太地町と那智勝浦町との境界を北東に進み海岸線に至り、同所から同海岸線を森浦湾に向かって進み国道42号と県道梶取崎線との交点に至り」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
第7項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域内には常緑広葉樹を主体とした天然林が多く、多くの鳥獣が繁殖しており、今回の更新をすることにより一層の、鳥獣の保護繁殖を図る。管理方針については、常緑広葉樹林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

和歌山県告示第1424号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、矢田鳥獣保護区の区域を変更したので、平成10年和歌山県告示第1084号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

第2項を次のように改める。

2 区域

日高郡日高川町大字小熊地内、御坊市と日高川町の市町界と日高川右岸の河川境界との交点を起点とし、同所から市町界を西進し県道御坊美山線に至り、同線を北東に進み、土生地内の椿山団地を経て北西から南東に延びる高圧電線との交点に至り、同所から高圧電線に沿って南下し紀勢本線との交点に至り、同線を東進し農免道路との交点に至り、同道路を東進し県道玄子和佐線との交点に至り、同所を北進し玄子・入野大字界に至り、同所から日高川右岸沿いに大字若野及び小熊地区を経て起点に至る線に囲まれた区域

第3項の次に次の1項を加える。

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は農用地及び居住地が多く、小学校等の教育施設もあり、日高川をはじめ大字小熊地内には、小さなため池、用水路等がたくさんあり、自然環境に恵まれていることから、身近に動植物に接することのできる格好の場所であるため、鳥獣保護区として保護する必要がある。

和歌山県告示第1425号

昭和62年和歌山県告示第856号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)は、廃止する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1426号

平成6年和歌山県告示第705号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)は、廃止する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1427号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき、与根河鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定する。

平成7年和歌山県告示第862号(鳥獣保護区域内における特別保護区の指定)は、廃止する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 名称

与根河鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

東牟婁郡那智勝浦町与根河地内の「山のサブセンター」を起点とし、与根河池の東側の稜線を南進し旧湿生植物園に至り、同所から遊歩道を北進し幹線道路に至り、同道路を北進し「竹林亭」前を通過しさらに北進しキャンプ場に至り、同所から幹線道路を東進し起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域内には、常緑広葉樹を主体とした天然林が多く、ササゴイ、ミサゴ、ツミ、ニホンカモシカをはじめ多くの鳥獣が繁殖しており今回指定することにより、なお一層鳥獣の保護繁殖を図る。管理方針としては、常緑広葉樹林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

和歌山県告示第1428号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人熊野川町社会福祉協議会	東牟婁郡熊野川町日足346	社会福祉法人熊野川町社会福祉協議会	東牟婁郡熊野川町日足346	訪問介護	平成17.9.30
社会福祉法人花園村社会福祉協議会	伊都郡花園村梁瀬1581	社会福祉法人花園村社会福祉協議会	伊都郡花園村梁瀬1581	訪問介護、通所介護	平成17.10.2
医療法人要外科内科医院	新宮市井の沢9-10	緑ヶ丘デイサービス	新宮市井の沢9-10	通所介護	平成17.9.30

和歌山県告示第1429号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定期年月日
医療法人要外科内科医院	新宮市井の沢9-10	緑ヶ丘デイケア	新宮市井の沢9-10	通所リハビリテーション	平成17.10.1
社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2	かつらぎ町社会福祉協議会花園介護事業所	伊都郡かつらぎ町花園梁瀬1581	訪問介護、通所介護、居宅介護支援	平成17.10.3

選挙管理委員会告示

による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

和歌山県選挙管理委員会告示第99号

平成17年11月1日

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
上野あきひろ後援会	上野スマノ	川崎幸男	新宮市熊野地1丁目13番10号	平成17.9.7	政治団体	
くろやま忠一後援会	黒山忠一	黒山美与	那賀郡打田町池田新104-2	平成17.9.29	政治団体	
まなご充敏真清会	真砂充敏	竹中博信	田辺市朝日ヶ丘17-13本多ビル1階	平成17.10.3	政治団体	
自由民主党和歌山県有田市第一支部	浅井修一郎	浅井三枝子	有田市宮崎町2305	平成17.10.5	政党の支部	自由民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
石井仁後援会	富澤勝義	山野井一美	那賀郡打田町上野47	平成17.10.5	政治団体	
むろたに伊則後援会	室谷伊則	室谷伊都子	那賀郡桃山町市場526-9	平成17.10.11	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第100号

法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同

平成17年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
杉原勲後援会	主たる事務所の所在地	那賀郡粉河町井田107	那賀郡粉河町東野400	平成17.9.22	政治団体	
岸本周平後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市八番丁9番地県信ビル504号室	和歌山市狐島243-62	平成17.9.26	政治団体	
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	主たる事務所の所在地	和歌山市善明寺360-3	和歌山市畑屋敷兵庫ノ丁18	平成17.9.26	政党の支部	自由民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
自由民主党岩出町支部	主たる事務所の所在地	那賀郡岩出町大字荊本170	那賀郡岩出町大字高瀬74-2	平成17.9.29	政党の支部	自由民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部

まなご充敏田辺後援会	主たる事務所の所在地	田辺市朝日ヶ丘17-13本多ビル1階	田辺市稲成町西皆代185	平成17.10.3	政治団体	
民主党和歌山県第1区総支部	主たる事務所の所在地	和歌山市八番丁9番地県信ビル504号室	和歌山市狐島243-62	平成17.10.12	政党の支部	民主党 1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部

和歌山県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
まなご充敏本宮後援会	塚寿雄	平成17.9.8	平成17.9.8
古久保治一後援会	青田智夫	平成17.9.25	平成17.9.26

世耕弘成かつらぎ町後援会	南衛	平成17.9.26	平成17.9.26
--------------	----	-----------	-----------

和歌山県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	古久保治一後援会	世耕弘成かつらぎ町後援会
報告年月日	平成17年3月28日	平成17年9月27日
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	82,501	0
ア 前年繰越額	82,501	0
イ 本年収入額	0	0
2 支出総額	76,400	0
ア 個人の党費・会費(人)		
イ 寄附		
(ア) (イ)を除く寄附の合計		
(a) 個人分(うち特定寄附)		
(b) 法人その他の団体分		
(c) 政治団体分		
(イの寄附のうちあっせんによるもの)		
(イ) 政党匿名寄附		
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
エ 借入金		
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
カ その他の収入		
4 支出の内訳		
ア 経常経費	76,400	
(ア) 人件費	36,000	
(イ) 光熱水費	15,200	
(ウ) 備品・消耗品費	5,200	
(エ) 事務所費	20,000	
イ 政治活動費		
(ア) 組織活動費		

内訳	(イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況	(*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	まなご充敏本宮後援会	古久保治一後援会	世耕弘成かつらぎ町後援会
報告年月日	平成17年9月8日	平成17年9月26日	平成17年9月27日
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	990,000	6,101	0
ア 前年繰越額	0	6,101	0
イ 本年収入額	990,000	0	0
2 支出総額	952,854	6,101	0
3 収入の内訳			
ア 個人の党費・会費 (人)			
イ 寄附	990,000		
(ア) (イ)を除く寄附の合計	990,000		
(a) 個人分 (うち特定寄附)	990,000		
(b) 法人その他の団体分			
(c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)			
(イ) 政党匿名寄附			
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
エ 借入金			
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
カ その他の収入			
4 支出の内訳			
ア 経常経費	710,574	6,101	
(ア) 人件費	203,700		
(イ) 光熱水費			
(ウ) 備品・消耗品費	69,564		
(エ) 事務所費	437,310	6,101	
イ 政治活動費	242,280		
(ア) 組織活動費	51,180		
(イ) 選挙関係費			
(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費	191,100		
(a) 機関紙誌の 発行事業費			
(b) 宣伝事業費	191,100		
(c) 政治資金パーティー 開催事業費			

(d) その他の事業費			
(エ) 調査研究費			
(オ) 寄附・交付金			
(カ) その他の経費			
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2

第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
黒山忠一	紀の川市議会議員	くろやま忠一後援会	那賀郡打田町池田新104-2	黒山忠一	平成17.9.29
室谷伊則	桃山町議会議員	むろたに伊則後援会	那賀郡桃山町市場526-9	室谷伊則	平成17.10.11

公 告

公 告

河川の底生動物に関するホームページ作成業務の委託につき、コンペティション方式により委託業者の選定を行うに当たり、参加希望者に対する事前説明会を次のとおり実施する。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 概要

(1) 委託業務名

河川の底生動物に関するホームページ作成委託業務

(2) 業務内容

和歌山県環境衛生研究センターが所有する「河川の底生動物」に関するデータを、環境教育等に役立てることを目的として情報発信するためのホームページを作成する。

(3) 委託に係る予算上限額 1,397千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(4) 事前説明会開催日時及び場所

日時 平成17年11月16日(水)午後1時30分から

場所 和歌山県環境衛生研究センター 3階 研修室

注意事項 参加希望者の数により時間・場所を変更することがある。

(5) 事前説明会での説明・確認事項

ア 事業概要の説明及びコンペティション実施要領の説明

イ コンペティション参加方法の説明

ウ 仕様書、提出書類等の配布及び説明

(6) コンペティションの実施方法(予定)

ア 参加確認書類の提出

参加確認書類の提出期限 平成17年11月10日(木)

午後5時まで

イ 企画書の提出

参加確認書類の審査を通過したものを対象に企画書の審査を行う。

(ア) コンペティションでの提出書類は、企画書(全体構成・技術的提案等ホームページ作成に係る企画案、作成コンセプト、管理者の更新作業への配慮、トップページ・コンテンツページのカラー印刷物、その他参考となる資料等)、見積書等であり、場合により内容説明等を求める。

(イ) 審査は提出物により行い、プレゼンテーション、実演等は実施しない。

(ウ) コンペティション提出物の詳細、提出期限は、事前説明会で発表する。

(7) 契約予定期間

平成17年12月初旬から平成18年3月24日(金)まで(ただし、成果品の提出期限は、平成18年2月17(金)まで)

(8) 留意事項

コンペティションへの参加は、事前説明会への参加を条件とする。

2 事前説明会参加手続等に関する事項

(1) 担当部署

和歌山県環境衛生研究センター 環境研究部 水質環境グループ

郵便番号 640-8272 和歌山市砂山南3丁目3の45

電話 073-423-9570 ファクシミリ 073-423-8798

E-mail setani_m0001@pref.wakayama.lg.jp

担当 瀬谷

(2) 事前説明会参加のための手続

事前説明会へ参加を希望する者は、参加確認書類を以下により提出することを要する。

(3) 参加確認書類の交付

ア 交付期間

公告の日から平成17年11月10日(木)までの午前9時から午後5時までの間(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)

イ 交付場所

2(1)に記載する担当課室

ウ 交付の方法

交付場所において交付する(郵送による交付は行わない。)

なお、和歌山県環境衛生研究センターのホームページ(<http://www.w-eikoken.org/>)にも掲載するので、直接交付を受けたものによらず、定められた様式により作成された参加申出書についても受け付けるものとする。

(4) 参加確認書類の提出方法

ア 提出期間

交付開始の日から平成17年11月10日(木)までの午前9時から午後5時までの間(ただし、休日等を除く。)

イ 提出方法

2(1)に記載する担当部署に持参すること。

3 事前説明会参加の資格要件に関する事項

(1) 事前説明会に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 税金を滞納していない者であること。

オ 県担当者の求めに応じて速やかに県庁及び担当部署に担当職員を来訪させることが可能な者であること。

カ 本委託業務の目的を達成するために必要な技術・デザイン力を自社機能として有する者であること。

4 その他

(1) 3に定める資格要件のない者及び参加確認書類等について虚偽の申請をした者の提出した企画書等は無効とする。

(2) 本コンペティション及び契約の手続においては、日本語及び日本国通貨を使用する。

(3) 本コンペティションの結果は、参加者全員に書面で通知する。